学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条の定めにより、学校において予防すべき感染症が発生した場合は、出席停止等の措置をとらせていただきます。出席停止期間は医師の指示に従って、家庭で療養してください。 登校再開時には、下記「学校感染症報告書」に保護者がご記入のうえ、担任まで提出してください。

分類	病名	出席停止の基準			
第1類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで			
第2類	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く) 百日咳	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで 特有な咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療 法が終了するまで			
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで			
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経 過し、かつ、全身状態が良好になるまで			
	風疹	発疹が消失するまで			
	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化するまで			
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで			
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経 過するまで			
	結核、髄膜菌性髄膜炎				
第3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症等)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれ がないと認めるまで			

学校感染症報告書

福井県立大野高等学校長 様									
年組	氏名								
1. 診断名	-					_			
2. 発症日	令和	_年	_月	_日					
3. 受診日	令和	_年	_月	_日					
4. 医療機関名						-			
5. 出席停止期間	令和	_年	_月	_日より					
	令和	_年 *変更	_月 が生じた	_日まで 場合には、	、速やかに学校	でに連絡してく	ください。		

保護者氏名